

欧米競争政策の動向のポイント

2024年5月21日 No.48

内 容

I 米国競争法(政策)

1 共謀事件

- (1) 連邦大陪審、競争入札の方法により発注される在韓米軍施設向け業務について、談合を繰り返し、詐欺をも行ったとして追加の請負業者らを起訴(2024年3月6日)

2 企業結合事件

- (1) 連邦取引委員会、高級ファッション企業タペストリーによる同業カプリの買収阻止を求めて提訴(2024年4月22日)

II 欧州競争法(政策)

1 買収事件

- (1) 欧州委員会、Orange と MásMóvil の合併事業を承認(2024年2月20日)
- (2) 欧州委員会、合併審査中に不正確、不完全、誤解を招く情報を提供したとして Kingspan に異議告知書を送付(2024年3月19日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、共謀事件 1 件と企業結合事件 1 件を取り上げる。

共謀事案は、競争入札の方法により発注される在韓米軍施設向け運営・維持業務について、談合を繰り返したとの嫌疑で、三人目の韓国人及び韓国系企業がテキサス州西部地区大陪審より起訴されたケースである。本件正式起訴は司法省が創設した調達共謀対策本部による捜査の成果物である。

企業結合事案は、高級ファッション企業タペストリーによる同業カプリの買収阻止を求め、連邦取引委員会が審判開始を決定し、買収実行の予備的差止を求める訴えの提起を承認したケースである。連邦取引委員会によれば、買収案が実行されれば、「コーチ」ブランド等の「手の届く高級」ハンドバッグを巡る販売競争、及び時間給従業員の獲得を巡る人材獲得競争が実質的に減殺されるおそれがある。

1 共謀事件

(1) 連邦大陪審、競争入札の方法により発注される在韓米軍施設向け業務について、談合を繰り返し、詐欺をも行ったとして追加の請負企業・企業幹部を起訴(2024年3月6日)¹

テキサス州西部地区地裁管轄の連邦大陪審は本日(2024年3月6日)、複数の在韓米軍施設のそれぞれで行われる運営維持業務について、業務案件ごとの競争入札で談合を行い、米国政府を騙し取る策略をもでっち上げたとして、3人目の韓国人と韓国系企業を告発する優先起訴状案(superseding indictment)を検察官に戻し、それらに対する起訴を承認した。

テキサス州西部地区地裁に提出された正式な優先起訴状によると、ヘヨン・“レイチェル”・チョは、複数の在韓米軍施設のそれぞれで下請業務を行っていた会社 DESC A Co. Ltd.(以下「DESCA」という。)の社長であった。遅くとも2018年11月の時点から、チョ氏とDESCA社は他者らと共に共謀して、複数の在韓米軍施設のそれぞれで行われる運営維持業務の対価として計数百万ドルが支払われる数口の請負契約を獲得するため、契約案件ごとの入札で談合を行い価格を固定させ、また米国防総省を騙し取った。チョ氏とDESCA社と共に共謀に参加していたヒョン・キー・シン氏とヒョク・ジン・クォン氏は、2022年3月16日に同様の容疑で起訴された(「欧米競争政策の動向のポイント」No25参照)。

司法省が創設した Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策本部、以下「PCSF」という。)のダニエル・グラッド本部長は以下の声明を出した。

¹ Press Release, Department of Justice, Additional Contractors Indicted for Rigging Bids and Defrauding the U.S. Military in South Korea, March 6, 2024.

「これらの犯罪容疑は海外における複数の米軍施設のそれぞれを標的とし、それらの施設では我が国が米国の戦略的利益を守るために多大な投資を行っている。反トラスト局と全世界に展開する我々の PCSF パートナーらは、米国軍事支出のお金の獲得を狙った違法行為がどこで行われようとも、それらを捜査し訴追し続けるつもりである。」

国防総省監察総監室の防衛犯罪捜査サービス課に属する国際業務フィールドオフィスを担当しているスタンリー・A・ニューウェル特別調査官は、以下の声明を出した。

「米国納税者の利益を守るには、公正かつ自由な競争が極めて重要である。防衛犯罪捜査サービス課に勤める献身的なプロ集団は、米国陸軍の犯罪捜査司令部、連邦捜査局(FBI)及び PCSF に属する我々のパートナー達とともに、我が国の軍事調達システムの健全性を脅かす人々を裁くため、引き続き警戒を継続している。」

陸軍犯罪捜査司令部の詐欺現場事務所を担当するキース・K・ケリー特別調査官は、次のとおり発言した。

「陸軍犯罪捜査司令部に属する極東詐欺駐在事務所と韓国政府双方の捜査部隊の協力によって、この正式起訴が現実可能となった。これらの国際的なパートナーシップは非常に貴重であり、米軍の入札・契約付与プロセスの完全性を保護するのに役立っている。陸軍犯罪捜査司令部は米国政府と米国国民を欺こうとする者全てを特定して、彼ら・彼女らに責任を取らせるのに尽力している。」

FBI 刑事捜査課のマイケル・ノードウォール課長補佐は以下のとおり述べた。

「今日の大陪審起訴は、米国に対する詐欺を共謀したとする韓国系企業を対象とした FBI 捜査について、その捜査の結果として生じた更なる成果物を示すものである。被告らは、複数の軍事基地のそれぞれで行われる委託業務の対価として計数百万ドルが支払われる数口の契約を獲得するため、入札談合と価格カルテルの取決めをでっち上げた。この事件が示すように、FBI は国内外で公正かつ自由な市場を維持するために有意義な行動を取ることに尽力している。」

起訴状には計 8 件の訴因が明示されており、とりわけチョ氏と DESCA 社、クオン氏、シン氏が競争制限を目的とする共謀 1 件(シャーマン法違反)、通信詐欺を目的とする共謀 1 件、また通信詐欺 6 件の罪を犯したと記されている。本件正式起訴は入札談合と価格カルテルを対象とする捜査の結果として起こされた二番目の起訴であり、当該捜査では複数の在韓米軍施設のそれぞれで行われる運営維持業務の獲得を狙った受注行為が対象であった。この前、ある韓国企業が共謀と詐欺的取決めに参加したとして 2023 年 9 月 12 日に量刑判決を受けた。

被告らは、シャーマン法違反を犯したとして、個人の場合には最高で懲役 10 年と罰金 100 万ドル(約 1 億 5100 万円、1 ドル=151 円)の刑に処せられ、法人の場合には最高で罰金 1 億ドル(約 151 億円)の刑に処せられるようになる。また、被告らは電信詐欺法違反を犯したとして、最高で懲役 20 年と罰金 25 万ドル(約 3775 万円)の刑に処せられるようになる。罰金の上限は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額のいずれかが法定上限額を上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。有罪判決が下されると、

連邦地方裁判所の裁判官は、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した上で如何なる量刑を下すかを決定するようになっている。

反トラスト局ワシントン刑事執行第2課、陸軍犯罪捜査司令部、FBI 及び国防総省監察総監室の防衛犯罪捜査サービス課がこの事件を捜査した。

反トラスト局のダニエル・E・リプトン検事とダニエル・P・チャン検事が、テキサス州西部地区のマシュー・B・デブリン連邦検事補の協力を得て、この事件を訴追している。

司法省は2019年11月にPCSFを設立した。PCSFは政府による調達と補助金、資金援助プログラムに影響を及ぼす反トラスト犯罪その他の関連詐欺罪を撲滅するために創設された共同法執行取組である。政府には連邦と州、地方自治体といった各段階のものが含まれる。詳細については、<https://www.justice.gov/atr/procurement-collusion-strike-force> を参照されたい。

2 企業結合事件

(1) 連邦取引委員会、高級ファッション企業タペストリーによる同業カプリの買収阻止を求めて提訴(2024年4月22日)²

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は本日(2024年4月22日)、Tapestry, Inc.(以下「タペストリー」という。)が85億ドル(約1兆2835億円)でCapri Holdings Limited(以下「カプリ」という。)を買収する計画の実行阻止を求め、訴訟を提起した。買収計画ではタペストリーの「コーチ」と「ケイト・スペード」ブランド及びカプリの「マイケル・コース」ブランドという、緊密に競合する3ブランドの統合が目指されている。この買収計画が承認されれば、タペストリーとカプリが持つブランドのそれぞれとの間の真っ向から対立する直接競争が排除されるようになる。また、タペストリーが「手の届く高級ブランド」のハンドバッグ市場で圧倒的なシェアを獲得できるようにもなる。このハンドバッグ関連用語はタペストリーが作り出したフレーズであり、高品質の革で作られ丹精込めた職人技が光って、手頃な値段で販売されているハンドバッグのことである。

FTCはタペストリーによるカプリ買収により両社間の熾烈な競争が無くなるとして、審判開始決定書を送付し、また買収案の実行阻止を連邦裁判所に求める訴えの提起を承認した。

本件買収案が実行されれば、米国の何百万人もの消費者からタペストリーとカプリ間の直接競争による恩恵が奪われるようになる。当該競争には価格や割引、販売促進、イノベーション、デザイン、マーケティング、広告宣伝などを巡る競い合いが含まれる。また、この買収案が実行されれば、両社が従業員の獲得を巡って競い合うインセンティブも無くなるようになり、結果として従業員の賃金や職場での労働条件・福利厚生に悪影響が及ぼされる可能性がある。買収実行後、タペストリーとカプリを合わせた統合後の企業は全世界中で約33,000人もの従業員を雇っているようになる。

² Press Release, Federal Trade Commission, FTC Moves to Block Tapestry's Acquisition of Capri, April 22, 2024.

FTC 競争局のヘンリー・リュー局長は以下のとおり述べた。

「買収を重ねることを目標とするタペストリーは、カプリ買収を目指すことでファッション業界での拠点をさらに強固なものにしようとしている。この買収案が実行されれば、消費者は手頃な値段のハンドバッグ間の競争による恩恵を受けられないようになる一方、時間給労働者はより高い賃金とより有利な職場条件による便益を受けられないようになる。」

タペストリーとカプリは現在、衣料品からアイウェア、靴に至るまであらゆる分野で競争している。タペストリーとカプリは、主にタペストリーの「コーチ」と「ケイト・スペード」ブランド対カプリの「マイケル・コース」ブランドという対立構造の中で競い合っており、その内、それぞれのブランド名がついた「手の届く高級」ハンドバッグを巡って最も激しく競争している。現在、タペストリーとカプリの両社は、「コーチ」と「ケイト・スペード」、「マイケル・コース」のブランド名がついたハンドバッグのそれぞれを相互に継続的に監視して互いの価格面や品質・販売促進面を把握している。また、それらの情報を利用して、ハンドバッグの価格を引き上げるか引き下げるか等の戦略的決定をも行っている。

この買収案が実行されれば、価格、値引き、デザインなど多くの重要な要素を巡る熾烈な直接競争が排除されるようになる。また、「コーチ」や「ケイト・スペード」、「マイケル・コース」のブランド名がついた商品を購入する何千万人もアメリカ人が、より高い価格に直面する可能性もある、と FTC は訴状で主張している。タペストリーがカプリを買収すれば、タペストリーは「手の届く高級ブランド」のハンドバッグ市場で圧倒的な市場シェアを獲得し、また他の競合他社を圧倒するようになるだろう、と FTC は主張している。

タペストリーは、アメリカの大手ファッション複合企業になるという夢を実現させるため、連続買収を通じて 10 年にわたる買収合併合戦に取り組んできた。同社はこれまで継続的に様々なファッションブランドの買収をずっと目指していて、目標とする買収の多くを成功させてきた。

FTC の訴状によれば、タペストリーが続けてきた一連の買収パターンを考慮すると、カプリの買収はタペストリーの牙城をさらに強固なものにするだろう。その結果として新規ブランドが市場に参入して意味ある存在感を持てるようになるのがより困難なことになるだろう。カプリの買収によりタペストリーが将来さらに多くの買収を実行するためのさらなる支配力を獲得できるようになり、このことから、この買収はタペストリーの最後の買収・合併取引となる可能性が低い、と FTC は主張している。FTC が訴状で述べているように、タペストリーが作成した文書には、同社はこの買収案が実行された後でも連続買収を続けるだろう、ということが示されている。

FTC は審判開始決定書を送付し、また暫定的禁止命令と予備的差止命令を求める権限を FTC の職員に与えるかどうかの採決を賛成 5 票、反対 0 票をもって承認した。メリッサ・ホリオーク委員は、本件買収によって両社間の実質的な直接競争が排除されると信じるに足りる相当な理由があるため、賛成票を投じた。

(お問い合わせは、佐藤 潤・米国ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、移動体通信事業者 Orange(仏)と MásMóvil(英)によるスペイン国内でのモバイル通信事業のジョイントベンチャー設立について、MásMóvil が保有する 3 つの周波数スペクトルバンドに跨がるスペクトルを、スペイン最大の仮想移動体通信事業者(MVNO)に売却すること等を条件に承認された。

2 件目は、合併規則の下での審査中に、Kingspan が Trimo の買収計画について不正確、不完全、誤解を招く情報を提供したことについて、欧州委員会が異議告知書を同社に送付したというものである。欧州委員会が、Kingspan は故意又は過失により不正確、不完全又は誤解を招く情報を提供したと結論づけた場合、それぞれについて同社の全世界年間売上高の最大 1%の制裁金が賦課される可能性がある。

1 買収事件

(1) 欧州委員会、Orange と MásMóvil の合併事業を承認(2024 年 2 月 20 日)³

欧州委員会は、合併規則の下、Orange と MásMóvil によるジョイントベンチャー(以下「JV」という。)の設立提案を承認した。本承認は、Orange と MásMóvil が提示する一連の問題解消措置の完全な遵守を条件とする。

本日の決定は、提案された取引に対する詳細審査を経たものである。Orange は完全な移動体通信事業者である一方、MásMóvil はハイブリッド移動体通信事業者である。MásMóvil は、スペイン全土をカバーしていない独自のモバイルネットワークと、Orange との国内ローミング契約に依存して小売モバイルサービスを提供している。スペインでは、他に 2 社の移動体通信事業者(Telefónica と Vodafone)が活動している。また数社の移動体通信事業者の施設を使用して小売モバイルサービスを消費者に提供する仮想移動体通信事業者(以下「MVNO」という。)が存在する。Digi はスペイン最大の MVNO である。

欧州委員会の調査

欧州委員会は詳細審査中に広範な情報を収集し、市場参加者やその他の関係者からフィードバックを受けた。

欧州委員会は調査を受けて、当初届出られた本取引は、単体で提供されるかバンドルで提供されるかを問わず、スペインにおける移動及び固定インターネットサービスの供給をめぐる小

³ Press Release, European commission, Commission approves joint venture between Orange and MásMóvil, subject to conditions, 20 February 2024.

売市場の競争を制限することになることに懸念を表明した。

具体的に欧州委員会は、次のことを認定した。

- ・本件取引により、スペインにおける最大の顧客数を有する事業者が誕生し、関連するすべての小売市場全体で市場占拠率が大幅に増加する。
- ・Orange と MásMóvil は、モバイル及び固定インターネットサービスの供給において、スペインの小売市場における直接の競争者である。MásMóvil は非常に競争力のあるオファーを提供しており、長年にわたって着実に成長している。同社の主要ブランド Yoigo と MásMóvil は、スペインの Orange から多くの顧客を獲得している。したがって、本件取引により近接した重要な競争者が排除されることになる。
- ・本件取引により、スペインの消費者にとって 10%をはるかに超える大幅な価格上昇が生じる可能性がある。
- ・コスト削減や段階的な 5G やファイバーの展開などの本件取引によってもたらされる効率性は、重大な反競争的影響を相殺することはできない。

問題解消措置

Orange と MásMóvil は、欧州委員会の競争上の懸念に応えるために、以下の措置を申し出た。

1. MásMóvil が保有するスペクトル 3 つの周波数スペクトルバンドに跨がるスペクトルを Digi に売却する。具体的には、2 つの中周波数帯域(1800MHz と 2100MHz)と 1 つの高周波数帯域(3.5GHz)である。売却されるモバイルスペクトルにより、Digi は独自のモバイルネットワークを構築し、本件取引により誕生する JV に強力な競争圧力を加えることが可能になる。
2. Digi が実際に使用するか、しないかを選択できる国内ローミング契約を導入する。JV のネットワークを使用する可能性は、Digi 自身のネットワークを補完するものであり、Digi は売却されたスペクトルを使用して展開を開始する。現在の MásMóvil のネットワークと同様に、Digi の将来のモバイルネットワークはスペイン全土をカバーできない可能性が高いことを考えると、この選択肢は非常に重要である。国内ローミング契約が選択的であるため、Digi は現在の卸売供給者(Telefónica)をそのまま使用するか、スペインの別の移動体通信事業者(JV 又は Vodafone)を選択できる。

また本日の決定は、独立したアドバイザーの協力を得て事業計画を慎重に検討した結果、Digi を問題解消策の受入先として承認するものである。Digi は現在、スペイン最大、かつ最も急速に成長している MVNO であるため、売却された周波数帯域の購入者として適している。Digi は、ルーマニアなど他の EU 加盟国でも移動体通信事業者としての経験を有している。さらに Digi は、スペインにおいて、比較的大規模な固定ブロードバンド(有線)ネットワークを有しており、現在も敷設を続けている。したがって本件措置には、固定ブロードバンド

資産は含まれていない。

欧州委員会は、提案された問題解消措置について、市場テスト中にさまざまな市場参加者からフィードバックを収集し、本件措置は認定された競争上の懸念に完全に応えるものであり、価格、品質、5G ネットワークの展開、消費者利益という点でスペインにおける競争力ある通信市場を維持すると結論付けた。

よって欧州委員会は、問題解消措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論付けた。本決定は、問題解消措置の完全な遵守を条件とする。欧州委員会の監督の下、独立管財人が実施を監視する。

企業と製品

Orange はフランスに本社を置き、子会社 OSP を通じてスペインの電気通信市場で活動する世界的な通信事業者である。OSP は、スペインの個人顧客、企業顧客、卸売顧客にモバイル及び固定電気通信サービスを提供している。同社は Orange、Jazztel、Simyo の3つのブランドの下、事業活動を展開している。

MásMóvil は、英国に本社を置く持株会社 Lorca によって管理されている。同社は、主にスペインの顧客に固定とモバイル電気通信サービスを提供している。同社は、Yoigo、MásMóvil、Virgin などの幅広いブランドをはじめ、デジタルに特化したブランド Pepephone、地域ブランド Euskaltel、R、Guuk、Embou、Telecable、国際的な顧客ブランド Llamaya、Lebara、Lycamobile の下、事業活動を展開している。同社独自のネットワークは、主に都市部でのモバイルサービスの提供に適したミッドバンドとハイバンドのスペクトルに基づいているが、地方でモバイルネットワークを展開するために使用されることが多い低帯域スペクトルは有していない。

合併規則と手続

本件取引は、2023年2月13日に届出られたものであり、欧州委員会は2023年4月3日に詳細審査を開始した。欧州委員会は2023年6月27日、Orange と MásMóvil に対する予備的な競争上の懸念を表明する異議告知書を送付した。

(2) 欧州委員会、合併審査中に不正確、不完全、誤解を招く情報を提供したとして Kingspan に異議告知書を送付(2024年3月19日)⁴

欧州委員会は、合併規則の下、Kingspan による Trimo の買収計画について実施した審査中に、Kingspan が不正確、不完全、誤解を招く情報を提供したとする異議告知書を同社に送付

⁴ Press Release, European commission, Commissions sends Statement of Objections to Kingspan for providing incorrect, incomplete and misleading information during merger investigation, 19 March 2024.

した。Kingspan は、最終的に本件取引を断念した。

Kingspan は 2021 年 3 月、Trimo の買収計画を欧州委員会に通知した。両社は鉱物繊維サンドイッチパネルの製造販売業者である。欧州委員会は 2021 年 4 月、本件取引に関する詳細審査を開始し、2022 年 3 月に異議告知書を発出した。その中で欧州委員会は、提案された取引は、特定の建材市場の競争に悪影響を及ぼし、価格の上昇、品質の低下、顧客の選択肢の減少につながるおそれがあるという懸念を述べた異議告知書を送付した。両当事者は、2022 年 4 月に本件取引を断念した。

異議告知書

欧州委員会は 2022 年 11 月、Kingspan による Trimo 買収提案に関する審査中に、Kingspan が故意又は過失により不完全、不正確、及び／又は誤解を招く情報を提供したかを判断するための調査を開始した。

欧州委員会は本日の異議告知書において、Kingspan が故意又は過失により、Kingspan の内部組織に関連する基本的事実、及び以下の評価のために必要な基本的事実に関し、不正確、不完全で、誤解を招く情報を提供したという予備的見解を表明した。具体的には、(i)関連製品市場と地理的市場の範囲、(ii)参入及び拡大に対する障壁の存在、(iii)イノベーションの重要性、(iv)Kingspan と Trimo の間、及び競争者との間に見られる競争の近接性の 4 点である。

企業結合の当事者は、合併手続において、取引を欧州委員会へ届出の際と、欧州委員会の情報提供要請に応じる際に、不正確、不完全又は誤解を招く情報を提供しない義務を負う。届出と情報提供要請は、欧州委員会による合併と買収の審査における主要な情報源である。したがって有効な評価を行うには、情報の正確性と完全性が不可欠である。

欧州委員会が、Kingspan は故意又は過失により不正確、不完全又は誤解を招く情報を提供したと結論づけた場合、それぞれについて同社の全世界年間売上高の最大 1%の制裁金が賦課される可能性がある。

なお、異議告知書の送付は調査の最終結果に予断を与えるものではない。Kingspan は現在、欧州委員会の異議告知書に回答する可能性がある。

手続の背景

異議告知書は、欧州委員会が関係企業に対し、認定した異議の内容を書面により通知する調査の正式な手順である。事業者は、欧州委員会のファイルを検討の上、書面により回答し、欧州委員会と各国の競争当局の代表者に対し、事件に関するコメントを提示するための聴聞を要請できる。

合併規則 14 条 1 項に従い、合併当事者が審査を受けるために欧州委員会に取引を届出する際、及び 11 条 2 項及び 3 項に基づいてなされた情報提供要請に対する回答として、合併当事者が不正確、不完全、又は誤解を招く情報を提供した場合、欧州委員会は制裁金を賦課する可

能性がある。

欧州委員会が、このような調査を完了させるための法的な期限は定められていない。期間は、訴訟の複雑さ、対象事業者による欧州委員会への協力の程度、防御権の行使など、多くの要因によって異なる。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)